

後期分授業料免除等申請における注意事項

(私費外国人留学生以外用)

申請要項2ページ「5. 申請手続」に記載の、

「<申請区分> (工) 日本学生支援機構給付奨学生」とは、
日本学生支援機構より、返還の必要のない給付奨学金を
受けている奨学生です。

返還の必要のある貸与奨学金を借りている日本学生支援機構貸与奨学生は、「申請区分 (工)」に該当しませんので、
「申請区分 (ア)」～「申請区分 (ウ)」により申請手続を行ってください。